

売りつけられる日本！

## 米原子力法一二三條と 日米原子力協定

森川澄夫

濃縮ウラニウムの受入れに関する日米

### 世界の原子力情勢 とアメリカの意図

〔アイク提案〕

リスト

原子力協定は去る六月二十一日付でワシントンにおいて仮調印され、七月十日に同協定の全文と交換公文とが発表されたところがその邦文仮訳に重大な誤訳のことが指摘されるにおよんで幾多の波紋をまきおこした、つまり問題は單なる誤訳ということではなく、はからずも日本の原子力問題の本質を明確に浮かび上らせるものとなつたのである。

日本原子力協定については既に本誌八月一日号に、入江啓四郎氏により明快な解説がなされている。同氏の解説は非常に完璧なものであつて今さら付け加えることは何もない。この協定はかなり科学的な内容を含んでいるから、科学的な見地から取りあげてみると、

（同協定の原文および仮訳は本誌八月一日号を参照されたい。）

調整ができずに遂に物別れとなり、翌一九五四年九月二十三日にはその交渉経過を公表して一応との交渉は打切りとなつたのである。

一方アメリカにおいてもアイク提案を契機として原子力法改正の機運が高まりてきた。旧原子力法（マクマホン法）は一九四六年という、原子力をアメリカで独占していた時代に制定されたものであり制定後年月を経過している間に独占が破られ、国外との協力の道を一切閉鎖していることは世界の原子力情勢と全く一致しないものとなっていた。つまり原子力がないものとなっていた。

「アイク提案」にさかのばらねばならぬ勢の中でどういう地位をしめているかといふことを把握するためには、いわゆる「アイク提案」にさかのばらねばならない。すなわち一九五三年十二月八日第八回国連総会においてアイゼンハウアード統領は演説を行い国際原子力機関の設立を提案した。これがアイク提案と呼ばれるものである。

そこで一九五四年二月十七日アーティル・スミス・ジョンソン議長は議会に特別教書を送附し、原子力法の改正を要請した。ところが何故か審議はあるいは「協力協定」と呼ぶものである。「協力のための協定」に該当するものであつて、正式には「協力のための協定」あるいは「協力協定」と呼ぶものであるが、その協定の性質上「双務協定（bilateral agreement）」と呼ぶこともある。また第一二四条は国際原子力ブルの取扱いを規定したもので、ブル全体を一国と同等にみなして、ブルに対し一ヶの協力協定を結べばよいことになつていて、

このアイク提案を契機として当時の原子力先進国たるアメリカ、ソ連の間で、国際原子力機関の設立について秘密交渉が開始された。しかしこの交渉は原子兵器禁止の問題をめぐって両国の意見が異なる。（同協定の原文および仮訳は本誌八月一日号を参照されたい。）

出され、烈しい論争が行われた。その焦点は国際協力に関する条項と、民間の参加に関する条項とがあつたが、幾多の迂回曲折を経て八月三十日に成立の運びとなつたのである。そしてその改正の要点は、国際協力の道を切り開いたことと、民間企業の参加を認めたこととであった。

国際協力については、まず第一二三條によると相手国と「協力のための協定（agreement for cooperation）」を結ぶべきことと規定している。ただしこの協力協定は直接のアメリカ議会の承認は必要としない。最近までにアメリカが各国と結したいわゆる原子力協定とは、この一九五四年原子力法第一二三條にもとづく

「協力のための協定」に該当するものであつて、正式には「協力のための協定」あるいは「協力協定」と呼ぶものであるが、その協定の性質上「双務協定（bilateral agreement）」と呼ぶこともある。また第一二四条は国際原子力ブルの取扱いを規定したもので、ブル全体を一国と同等にみなして、ブルに対し一ヶの協力協定を結べばよいことになつていて、これを規定したので、ブル全体を一国と同等にみなして、ブルに対し一ヶの協力協定を結べばよいことになつていて、これらの協力協定の内容は第一四四条に述べられており、外国に通報である。これらの協力協定の内容は第一四四条に述べられており、外国に通報である。これらの協力協定の範囲が規定されている。

〔国際原子力ブル〕

これらの三ヶ条が国際協力の基本となる

シヨリスト

1955.11. 1

ルは議会の承認を必要とする「国際取組め（international arrangement）」によってスタートされるが、一度でも上つてしまえばその後は直接の議会の承認を必要としない、「協力協定」によって運用されることはなる。このような背景を持つ世界原子力政策をひき上げて、アメリカは世界の政治舞台にのり出して行つたのであつた。

先の米ソ交渉打切りの直後、一九五四年九月二十三日にはダレス国務長官が第

以後、上記の各国でこの提案が審議されて意見の一致を見た後、正式に提出されたのであるが、提出に際してはアメリカは一時この案を撤回して、中共が国連外郭機関一切のメンバーでないことを確認するという慎重な配慮がなされてい  
た。

の役割に理解しにくい点がある。日本でもこの点についていろいろな解釈が行われていた。ところが今年になってアメリカの原子力専門誌「ニューケレオニックス」の一月号から四月号にわたって、新規原子力法を審議した当時の上院両院合同原子力委員会の委員長であったスター・リング・コール（W. Sterling Cole）下院議員（共和党）の新原子力法を解説した論説が連載され、それにより原子力の国際ブームに対するアメリカの意図がはっきりと解説できるようになった。つまり第一二四条があいまいなのは当然であって、これは「原子力ブーム全体を一国の様に見なしして協力協定を結ぼう」という考え方と、「原子力ブームには不明瞭な点が多いから議会の承認権は残しておこう」という考え方とを組合せたものであったからである。つまり国際原子力eruleは議会の承認を必要とする「国際取扱い（international arrangement）」によつてスタートされるが、一度あが上つてしまふ

の役割に理解しにくい点がある。日本でもこの点についていろいろな解釈が行われていた。ところが今年になってアメリカの原子力専門誌「ニューケレオニックス」の一月号から四月号にわたって、新原子力法を審議した当時の上下両院合同原子力委員会の委員長であったスターинг・コール（W. Steching Cole）下院議員（共和党）の新原子力法を解説した論説が連載され、それにより原子力の国際法に対するアメリカの意図がはっきりと浮き彫りとなるようになつた。つまりこれは国連総会で演説を行い、「アメリカは国際原子力機関についてもやはり連帯相手とせず、イギリス、フランス、カナダ、オーストラリア、ベルギー、南アフリカ邦、ポルトガルと交渉中」であることを明らかにして更に国際原子力機関の設立、国連主催の原子力科学会議の開催、米国内に原子力学校の設立等の提案を行つたこのダレス長官の構想では、国際原子力機関はユネスコや世界保健機関（WHO）等と同様に独立した国連の外郭機関とするものであつて、その多くは多国籍の専門家

九回国連総会で演説を行い、「アメリカは国際原子力機関についてもはや連を相手こせず、イギリス、フランス、カナダ、オーストラリア、ベルギー、南アフリカ、ポルトガルと交渉中」であることを明らかにし、更に国際原子力機関の設立、国連主催の原子力科学会議の開催、米国内に原子力学校の設立等の提案を行った。このダレス長官の構想では、国際原子力機関はユネスコや世界保健機構(WHO)等と同様に独立な国連の外郭機関とするものであり、ソ連の参加による妨害を防ごうとする意図のものであった。つまり新原子力法制定によって象徴されるアメリカの世界原子力政策の一端を明瞭に示すものであり、注意すべきことは、米ソ交渉の物別れの原因となった原子兵器禁止の問題については何ら触れていないことである。すなわち、平和利用という名目で海外市場を確保した状態の上に立つ原子力工業というものは、潜在的な原子兵器の生産能力の増大を意味するもので

田には政治委員会に対し、ボルトガルを除いた上記七ヶ国との共同決議案として提出された。その内容は一九五五年八月に開催された連原子力科学会議の開催と、国際原子力機関の設立立とであった。(この提案が実現を結んだものが先般ジョンネーブで行われた原子力会議であり、前に述べたように中共は国連外郭機関のメンバーでないことを理由で出席が認められなかつたのである。)

ついで十一月十五日にはロンドンで米代表が政治委員会で演説を行ふ、「アメリカはアドミンストラクションに基づく実験用原子炉の燃料として、一〇〇キログラムの分裂性物質を割り当てる(allocate)」ことを発表し、世界の注目を浴びた。

「核分裂性物質(Fissionable material)」という語は、はじきりとした学術用語ではなくて、核分裂を起すことができる物質としての程度の意味である。いわば濃縮ウランを意味している。一〇キログラムとくら量は恒位元素ウランの三倍の量で計算したものである。

「国際原子力機関が出来上って先進国がそれに対し分割性物質を提供し、分割性物質受け入れを希望する国は国際原子力機関との間に緩やかな協定を結べばよい」という後進国の希望は全く無視されたものであった。アメリカの提案は外見は国際原子力機関を推進するよう見えども、内容はそれを否定する方向に向っていたのである。

先の七カ国共同決議案に対してはソ連より参加国範囲を拡げる修正案が提出されたがこれは否決され、十一月二十三日には国連政治委員会で七カ国共同決議案が満場一致で可決された。つまり、国際原子力機関の設立への努力と一九五五年八月までに原子力科学会議を開催することが正式に決定されたのであり、ソ連も不満足ながら賛成投票を行つたのである。つづいて国連総会も十二月四日七カ国共同決議案を満場一致で可決するに至つた。

しかしこの提案は決して無条件で国際化する原子力機関に對して分裂性物質を提供することを意味しているのではなかった。つまり、分裂性物質は国際原子力機関に対する提供されるのではなく、分裂性物質の受入れを希望する国はアメリカとの間に新原子力法第一二三条に基づく厳しい協力協定を結ばねばならなかつたのであり、各国を対象としたものであった。

「国際原子力機関が出来上りて先進国がそれに対して分裂性物質を提供し、分裂性物質受入れを希望する国は国際原子力機関との間に緩やかな協定を結べばよい」という後進国の希望は全く無視されたものであった。アメリカの提案は外見は国際原子力機関を推進するよう見えますが、内容はそれを否定する方向に向っていたのである。

先の七ヵ国共同決議案に対してもソ連より参加国範囲を拡げる修正案が提出されたがこれは否決され、十一月二十三日には国連政治委員会で七ヵ国共同決議案が満場一致で可決された。つまり、国際原子力機関の設立への努力と一九五五年八月までに原子力科学会議を開催することが正式に決定されたのであり、ソ連も不満足ながら賛成投票を行つたのである。つづいて国連総会も十二月四日七ヵ国共同決議案を満場一致で可決するに至つた。

「市場獲得への努力」

かくして世界の原子力情勢は曲りなりにも国連を通じて明るい面が開けてゆく可能性を与えることとなつた。しかるにアメリカはこの傾向に逆向するかの如き対外原子力政策を続行し、拡張して行つたのである。つまり、来るべきシニエーブ会議に備えてアメリカの地位を有利なものとし、海外の原子力市場をイギリスやソ連に荒されない中に確保してしまねう

とした。その努力の表われが原子力協定であった。アメリカの国連総会の決定が行われるや否や、直ちに各国と原子力協定第一二三条にもとづく協力協定、つまり原子力協定の締結の交渉を開始したのである。細目協定等はすべてシエーブ会議の様子を見てからにして、とに角本協定だけをなるべく多くの国と締結するべく努力し、シエーブ会議迄には何と二十八カ国と調印乃至仮調印するところに漕ぎつけたのである。協定の締結に積極的だったのは、相手国よりはむしろアメリカ自身であった。

このようなアメリカの動きを裏付けるものの一つは、国際原子力機関に対するアメリカ代表モアーベッド・パターソン(Morehead Patterson)氏が今年の四月四日、サンフランシスコで開かれた原子力工業会議所(Atomic Industrial Forum)の会議で行った演説である。原子力工業会議所はアメリカ最大の民間原子力団体であり、原子力工業関係の会社をすべて網羅しているものである。その演説の中では、アメリカ政府は民間会社が海外の原子力市場に進出することを積極的に持つることを明らかにしており、協力協定を結ぶ最大の目的の一つは他国の民間産業と直接取引ができるようすることである旨述べている。そして原子力発電が決して万能薬でないことを国内に向ひて指摘しながらも、「原子力発電を万能

薬の如く考へてゐる後進國の誤った希望を抑えたくない」と述べており、アメリカが各國に提供する研究用原子炉の技術援助の目的は各國の原子力研究を援助することではなく、将来各國に据付られる原子力発電炉の運転法を教えておくことである旨を明らかにして、更に国際原子力機関については、アメリカの勢力範囲だけで国連と関係なく結成するつもりであることを述べているのである。

演説者、対象、時期、内容等すべてアメリカの原子力政策の本質を知るために充分なものであろう。日米原子力協定もこの様な基盤の上に成立したものなのである。

## II 日米協定締結経過

### [米の口上書と日本の反応]

原子力協定がこのような背景から生れ始めたものである以上、日本に対しても幾多の問題を投げかけることになったのは当然である。交渉開始以来現在に至るまでの経過をふりかえって見ると、日本の原子力問題の本質をこれ程明らかにしてくれたのは他に例がない程である。

日本とアメリカとの間の原子力協定の交渉の発端となつたものは、今年の一月十一日付で東京のアメリカ大使館より外務省に行われた口上書による通告である。その内容は各種のアメリカにおける原子力学校計画と共に濃縮核物質の配分

を含む研究用原子炉建設の技術援助等の申入れであり、本口上書に対する日本政府当局の答を求めていた。つづいて一月二十五日付で在米の井口大使より外務省に公式報告があり、濃縮ウラニウムの提供に関するアメリカ政府当局より非公式に連絡があった旨を伝えてきたが、その際アメリカ原子力法第一二三条に基づく協力協定を締結する必要のあることを述べたり、アメリカ側より寄せられた概要書(濃縮ウラニウムを使用した原子炉の効能書)を添えてきた。

ところが驚いたことは、外務省はこれら的重要な事柄を握りつつもしたまま何處にも連絡しなかつた。当時は丁度原子力海外調査団が発出したばかりであったので、それを理由としたのかも知れないけれども、全く不可解な話である。そして海外調査団が帰国した頃になって、やっと三月十一日付で経済審議庁、工業技術院、スタックおよび学术会議に通報されたのであり、一般に伝えられたのは四月十四日付の某新聞のスクープによるといふ始末であった。

すると四月十八日には東京のアメリカ大使館より「特殊核物質(つまり濃縮ウラニウム)の配分については一月十一日付の口上書が正式申入れであり、改めて通告はせぬが日本が本年度中に欲しいな」という始末であった。

一方、既に帰朝していた原子力海外調査団は五月六日付で報告書を提出した。その要旨は「わが国では天然ウラニウム使用の多目的原子炉の建設を第一主要目標とし、その補助として濃縮ウラニウムの提供をうけて研究用原子炉を建設するのが望ましく、したがって濃縮ウラニウムは適切な条件の下で受け入れるよう希望する」となつていて。

### [米の眞の商業的意図]

折から東京では学術会議総会(四月十六日～二十八日)が開かれており、この濃縮ウラニウム受入れに関して激しい討論が行われた。すなはちこの原子力協定はアメリカ原子力法によって規定されたものであり、米原子力法の条項から察するに秘密保護等の面で学術会議の三原則(公開、自主、民主)にふれる恐れが十分にあったのである。そして総会としては改めて決議をするには至らなかつたのであるが、濃縮ウラニウム受入れについては慎重であるべき旨の趣旨は誰しも異議を申し立てる者がなかつた。

アメリカ政府当局はこの学術会議の慎重な態度に驚き、国務省を通じて原子力協定には全く秘密がないことを強調すること再び、再びであり、そのことが学術会議総会記事と並んで新聞紙上に発表されていたことは、全くタイムリーな援護射撃として吾人の記憶にござまざと残っていることである。

一方、既に帰朝していた原子力海外調査団は五月六日付で報告書を提出した。その要旨は「わが国では天然ウラニウムの提供をうけて研究用原子炉を建設するのが望ましく、したがって濃縮ウラニウムは適切な条件の下で受け入れるよう希望する」となつていて。

1955.11.1

## リスト

ここで一言付け加えたいことは、原子炉の燃料の輸出に対するアメリカ原子力法の規定である。濃縮ウラニウムは同法第一一条七項に定義された特殊核物質(special nuclear material)に該当し、したがってその海外への輸出は、同法第五四条、五七条により、同法第一二三条に規定された協力協定によらねばならぬことに規定されている。ところが天然ウラニウムは同法第一一条S項に規定された原料物質(source material)に該当する。したがってその海外への輸出は同法第六四条、六九条に規定されているように、必ずしも協力協定は必要でなく、アメリカ原子力委員会(AEC)が「アメリカ合衆国の利益を害しないと決定した場合」には輸出ができることになつてゐる。日本の場合には天然ウラニウム原原子炉の建設が目標とされている、したがつてアメリカが真に日本の原子力研究を援助してくれるのならば、日本に対して協力協定によらずに天然ウラニウム提供を申入れてきてもよい筈である。そして天然ウラニウムが数年以内にはフリー・マーケットで入手可能と予想されている今日、原子力研究のスタートを天然ウラニウム原子炉で行うのは当然のことである。しかし濃縮ウラニウムは当分の間フリー・マーケットで入手する見込みはない。したがって原子力研究を濃縮ウラニウムでスタートすれば、当然アメリカに

長期間依存せねばならないことになる。しかも、天然ウラニウム原子炉を濃縮ウラニウム原子炉に改造することはそれ程困難なことではないが、その逆の濃縮ウラニウム原子炉を天然ウラニウム原子炉に改造することは殆んど不可能に近いことなのである。

このような点から、前に述べたパターン氏の演説にもあつたように、アメリカの意図する所は日本を原子力市場の一つにすることであつて、決して日本の原子力研究を正しく成長させることにあるのではないという感じがしてくるのである。ここにも原子力協定の問題点の一つがあるわけなのである。

## 〔外務省の密主義〕

一方、政府当局の動きもようやく活潑なものになつてきた。政府の諮問機関である「原子力利用準備調査会(会長・重光外相、委員・高橋経企長官、石橋通産相、松村文相、一万田蔵相、茅教授、藤岡教授、石川経團連会長)」の綜合部会は

四月二十一日、三十日および五月十六日と三度会合を開いて濃縮ウラニウム受入について討議した結果、その受け入れの交渉を直ちに始めるようといふことが多數意見であった。それにもとづき原子力利用準備調査会は五月十九日に会議を開き、次のような結論を出した。

(1) わが国における今後の原子力開発の一環として適当な条件の下に濃縮ウラニウムならびにこれに伴う所要の技術など

(2) 本件受け入れと並行してわが国の原子力開発に必要な体制を速かに整備するものとする。」

ついで翌二十日の閣議で原子力協力協定交渉開始が決定され、六月二日よりワシントンで正式に交渉が開始される運びとなつたのである。

この間、五月二十八日に開かれた原子力利用準備調査会総合部会の席上、外務省関係者は「日米原子力協定は六月十五日頃妥結する見通しであり、この協定の交渉は外交上の問題であるから本調査会にもはからない」ことを明らかにした。

藤岡教授はこれには非常に驚き、三十日には外務省に国際協力局長をたずね、「交渉の大綱についてはわが国の原子力最高

諮問機関である調査会にはかるべきことまた伝えられる米トルコ協定の第九条の」とときは含めるべきでない」旨の抗議を

強硬に申入れた。今迄学界における楽観的代表の如く思っていた同教授がか

の如く強硬な態度を見せたことは世間の注目するところとなつたが、外務省の

密主義、官僚主義が温厚な藤岡教授まで硬化させてしまったのである。そし

て六月四日には学術会議原子力問題委員会を中心として「原子力平和利用調査

「外務省の無知」

さてこののような情勢の中に、日米原子力協定は六月二十一日付でワシントンで仮調印され、七月十日には同協定の全文と交換公文が発表された。そして協定の本文中では日米両文を正文とする規定がされていたのであるが、仮調印は英文のみで行われ、当局が発表したのは外務省の仮訳ということであった。

## リスト

極端に云えば何のことやら分らずに仮調印したのではないかの感なしとしないこと等が暴露されるという重大な問題となつたのである。

な検討を加え、実に十八ヶ所の疑問点や問題点を見出したと伝えられている。また民間団体としては原子力平和利用調査会がこの仮訳を検討し、その見解を発表していることを付け加えておきたい。

大分長い前置きになつて恐縮であるが以上の場合を考慮に入れて、協定および交換公文を分析して見よう。

### 三 協定の逐条内容分析

発表された仮訳を見てまず感ずることは、この交渉に当つて外務省当局の努力が不幸にして実を結ばず、獲得したもののは形式的面子といふものに過ぎない感なきにしもあるらすということである。これは各国の原子力協定のヒナ型と思われる米トルコ協定と比較して見るとよく分る。例えば、トルコ協定の場合に「合衆国原子力委員会」とあつた所を、日本の場合には全部「合衆国原子力委員会」によつて代表された「アメリカ合衆国政府」と改め、日本国政府はアメリカ政府の一機関である原子力委員会と取引するのではなく、アメリカ政府と取引するという具合に形式的な体面を整えている。そして藤岡教授すら心配させたいわゆる第九条問題の将来の原子力発電についての約束は、少し非公式な交換公文にまわされたのであり、その実質的な効力は殆どかわらないと思われるのである。また、この協定の期間は各国との協定の中で日本

三 協定の逐条内容分析

は、この交渉に当つて外務省当局の努力が発表された仮説を見ておきます。感すること

が不幸にして実を結ばず、獲得したものには形式的面子というものに過ぎない感な

は各国の原子力協定のヒナ型と思われる  
米トルコ協定と比較して見るとよく分  
かる。例えば、トルコ協定の最初と「合衆

國原子力委員会」とあつた所を、日本の場合には全部「合衆国原子力委員会によ

前に述べたように協定は agreement for cooperation と該当する。しかし、専属訴のようないくつ「協力のための協定」と「連携」とを切りはなすのはよくない。

おや語彙にいふては、development は「応用」と訳すよりは、「開発」と訳した方が適切であるし、「核科学及び技術」も「核科学及び核工学」の方が適切である。

トルコ協定の場合には「……アメリカ合衆国政府及び同国の産業から援助を受ける……」となっていたが、日本の場合

は「同國の産業」が削除されている。このことが政府対政府という一元的なもの以外の途をとることを意味する。

ならば非常に幸いなことである。

(2) 第一卷

用語の定義を行つたものである。

假説では radiation が「放射性物質」

の協定は全く違ひ、この三回は文書による協定はトルコ協定等と全く性質を異にしている。)

項によって定義された用語であるが、出来三重水素等の分裂性でない物質が含まれる可能性があるから「分裂性」を抜いた方が正確であろう。また research actor は「研究用原子炉」と訳した方がよく、「実験用原子炉」は experimental

reactor の設置として 困窮してゐた中  
がやぶと頗るだ。

この第一条に関して疑問になる点は、

原子炉は、どの程度に放射性同位元素を生産し得るかという点である。前文では

「研究に必要な量」と規定しているが、これが産業や医学等に利用できるだけの

分量を意味していれば幸いである。といふのは、放射性同位元素の生産能力は原子炉に投入する燃料の量にも関係してくる。

るからであり、生産能力をあげるために、はそれだけ余計に燃料が必要になるからである。

(3) 第二条 情報交換の範囲を規定している。第二

(3) 第二条

情報交換の範囲を規定している。第二

非機密の情報である。

この条項のB項は研究用原子炉の操作及び使用に関する健康上及び安全上の問題についての情報交換を規定しているが

是れにしの情報にも機密資料があるとすれば、公開するのが人道上当然との感ふ

なお、この条文の対象である研究用原子炉は、この協定にしたがって建設される研究用原子炉のみならず、わが国がこの協定によらないで建設あるいは所有する研究用原子炉も含まれることは注意を要する。

**(4) 第三条A項**

も行われることを意味している。しかる  
その賃貸は常に日本国政府に対し行なわ  
れることである。ただその使用は政府の  
みならず、授権されたものでも許され  
が、その授権はアメリカ側と協議せねば  
ならない点は注意すべきことである。

また、政府自ら原子炉を操作する場合には「かつ原子力の平和的利用に関連する実験のため必要な」濃縮ウランが貯蔵

シユリスト

されると規定されているが、授權された

射された燃料要素」とすべきである。

子炉中で燃料として使用した燃料要素は、中性子の照射をあげて燃焼した（つまり核分裂を起した）ことを意味して、核分裂生成物ができるために却り、放射能は強くなるのである。

この条項は米国の民間機関が研究用原子炉と放射性同位元素の利用とに関連したものに限って、日本国政府または授權されたものとの間の商取引を行うことができるよう規定したものである。

19  
第五

民間が操作する場合にはその規定がない。もしこれが政府と民間とを区別していることを意味するのであれば、民間は原子炉の操作の練習しかできないこととなる。

また、トルコの場合には前述の「平和的利用に関連する実験」に対して「合意された」という制約がついていた。

(5) 第三条 B 項

これは賃貸される濃縮ウラニウムの性質と量を規定している。

子炉内で燃料として使用した燃料要是、中性子の照射をあびて燃焼したり、核分裂生成物ができるために却、放射能は強くなるのである。この条項により、日本は合意され、限り使用すみの燃料要素に手を加えた化学処理をほどこすことができない。つまり、原子力研究にとって基本的な法である使用後の燃料の処理法や灰の法に関する研究を制限されたことによる。これは極めて遺憾なことである。

なほ、この制限は第六条の機密保護に  
関連するものと思われる。

究に関連するためと思われるが、明らかではない。もしそうだとすればやはり第6条に関連したものとなる。

また賃貸される濃縮ウラニウムの量は取換えの際を例外として六キログラム以下であることを規定している。しかし、

## (7) 第三回 條口便 charge に於いては「費用」も「現金」の方が適切であり、shipment せし「現金」に限らず、「輸送」する程度の事例においては、

トルコの場合には取扱いの際を例外とすることが明記されていないけれども、原子力委員会が認めれば、六キログラムを

[8]第四条

超えて もよぶことになつて いた。これ は  
交換公文の 解釈に ひびいてくる 重要な 問  
題である。

で必要な資材の賃貸乃至売却を規定する。恐らく天然ウラニウムや重水等を含むことになる。しかし、研究用原

[8]第四名

この条項は濃縮ウラニウム以外のもので必要な資材の貯蔵乃至売却を規定している。恐らく天然ウラニウムや重水等を含むことになろう。しかし、研究用炉に必要な資材に限られている。これは元来、米原子力法によれば必ずしも力協定による必要のない物質なのである。

(6) 第二条C項

当局仮訳の「放射能を失つた燃料要素」という語は明らかに誤訳であり、「照射

条で規定していることは「機密資料の通

シリスト

報を involve する場合には資材や役務等の供与を行わない」というものは機密資料の通報である。機密資料を内蔵した資材等の供与ではなくのである。機密資料の通報を involve すると訳した場合になれば、例えば通達された資材等の使用法の中に機密資料が含まれているかの如き場合を表わすかの感がある。しかしこれは involve の解釈がよくないのであって、決してそのような意味ではない。この involve の意味は「結果として機密資料をもひす」と解釈すべきである。だから「結果として機密資料がもれない」ならば、機密資料を内蔵した物質を供与することが可能になる。例えば原子炉の燃料である濃縮ウラニウムについて考えて見ると、濃縮ウラニウムの燃料要素の分析を許さないならば、その結果として機密資料がもれる恐れがある。つまり、濃縮ウラニウム燃料要素の分析その他を禁止して単に燃料としてしか使用できないようにしておけば、内蔵している機密資料が結果としてもれることはない。つまりこの場合燃料としてだけ使用する条件で販せば、機密資料の通

報を involve することにはならないとなる。このまゝにすれば、機密資料を内蔵する物資を貸すことが可能になる。したがつて決して機密資料が含まれていないとは安心できない。機密資料は当然含まれている。そして、その保護の方法として何が機密であるかを相手国に教えることなく、その使用法にいろいろな制限をしている。機密保持と同じ程度の制限が課せられる場合もあることにならう。したがつて却つてきびしい機密保持が要求される結果になるのであり、このような間接的な機密保持との方法を決してやるやかな要求であると考へてはならないのである。そして注意すべきことには、機密資料と云つても純粹な学問的データにすぎない場合があることである。この点について、今回のジョーネーブ会議で一部分が機密解除になつたことは喜ばしい限りである。前に述べた第三条C項の制限もこのよう意味を持っていると思われる。

リカ側の権限を規定している。まず、A項により質貸されたウラニウムの制限された用途と保全が要求されるのみならず、B項によってわかるように第四条によつて質借または購入した物資を、一般に研究用原子炉に関係したこと以外に使用できない。つまり、発電用原子炉に關係したことは無論のこと、逆にずっと基礎的な研究に使用することも禁止されているのである。

(12)  
第八条

リカ側の権限を規定している。

まず、A項により質貸されたウラニウムの制限された使途と保全が要求されるのみならず、B項によつてわかるように第四条によつて質借または購入した物資を、一般に研究用原子炉に關係したこと、子炉に關係したことは無論のこと、逆にずっと基礎的な研究に使用することも禁止されているのである。

その上で項によれば、質借した濃縮ウラニウムを使用した原子炉は無論のこと、第四条や第五条によつて濃縮ウラニウム以外の資材を質借または購入して建設した原子炉についてもアメリカ側の觀察を許さねばならないのである。そして、「運転状態」は performance の訳語であるが、普通の意味の運転状態よりはずつと広い意味を持つてゐることは注意を要することである。

さて、(1)協力の条件、期間、性質およびその範囲、

(2)協力協定で定められた機密保全とその基準とが維持されるに相手国による保証、

(3)そのような協定により譲渡されるいかななる物資も原子兵器またはその研究、

(11)第七条

報を involve する場合には資材や役務等の供与を行わない」ということである。つまり、禁止されているものは機密資料の通報であって、機密資料を内蔵した資材等の供与ではないのである。機密資料の通報を involve するところである。この involve がゆむと誤した場合には、例えば、漏洩された資材等の使用法の中に機密資料が含まれているかの場合を表わすかの感がある。しかしこれは involve の解釈がよくないのであって、決してそのような意味ではない。この involve の意味は「結果として機密資料をもむす」と解釈すべきである。だから「結果として機密資料がもれない」ならば、機密資料を内蔵した物質を供与することが可能になる。例えば原子炉の燃料である濃縮ウラニウムについて考えて見ると、濃縮ウラニウム燃料要素の成分等には機密となっているものが多い。ところが、この濃縮ウラニウム燃料要素の分析を許すならば、その結果として機密資料がもれる恐れがある。つまり、濃縮ウラニウム燃料要素の分析を許すことが、機密資料の漏洩を防ぐことには、機密資料と云つても純粋な学問的データにすぎない場合があることである。この点について、今回のシンポジウム会議で一部分が機密解除になると考へてはならないのである。そして、このことは喜ばしい限りである。前に述べた第三条C項の制限もこのような意味を持って居ると思われる。

リカ側の権限を規定している。まず、A項により賃貸されたウラニウムの制限された用途と保全が要求されるのみならず、B項によってわかるように第四条によつて賃借または購入した物資を、一般に研究用原子炉に関係したこと以外に使用できない。つまり、発電用原子炉に關係したことは無論のこと、逆にずっと基礎的な研究に使用することも禁止されているのである。

(12)  
第八条

リカ側の権限を規定している。

まず、A項により賃貸されたウラニウムの制限された使途と保全が要求されるのみならず、B項によつてわかるように第四条によつて賃借または購入した物資を、一般に研究用原子炉に關係したこと、子炉に關係したことは無論のこと、逆にずっと基礎的な研究に使用することも禁止されているのである。

その上で項によれば、賃借した濃縮ウラニウムを使用した原子炉は無論のこと、第四条や第五条によつて濃縮ウラニウム以外の資材を賃借または購入して建設した原子炉についてもアメリカ側の観察を許さねばならないのである。そして、「運転状態」は performance の訳語であるが、普通の意味の運転状態よりはずつと広い意味を持つてゐることは注意を要することである。

さて、(1)協力の条件、期間、性質およびその範囲、

(2)協力協定で定められた機密保全とその基準とが維持されるに相手国による保証、

(3)そのような協定により譲渡されるいかななる物資も原子兵器またはその研究、

(11)第七条

報を involve する場合には資材や役務等の供与を行わない」ということである。つまり、禁止されているものは機密資料の通報であって、機密資料を内蔵した資材等の供与ではないのである。機密資料の通報を involve するところである。この involve がゆむと誤した場合には、例えば、過違され、資材等の使用法の中に機密資料が含まれているかの場合を表わすかの感がある。しかしこれは involve の解釈がよくないのであって、決してそのような意味ではない。この involve の意味は「結果として機密資料をもむす」と解釈すべきである。だから「結果として機密資料がもれない」ならば、機密資料を内蔵した物質を供与することが可能になる。例えば原子炉の燃料である濃縮ウラニウムについて考えて見ると、濃縮ウラニウム燃料要素の成分等には機密となっているものが多い。ところが、この濃縮ウラニウム燃料要素の分析を許すならば、その結果として機密資料がもれる恐れがある。つまり、濃縮ウラニウム燃料要素の分析を許すことが、機密資料の供与を行わないことにはならなくなる。このようにすれば、機密資料を内蔵する物資を貯すことなどが可能になる。したがって決して機密資料が含まれていないとは安心できない。機密資料は当然含まれていいる。そして、その保護の方法としては何が機密であるかを相手国に教えることなく、その使用法にいろいろな制限を課すとともにまわりくどい方法をとったのである。だから逆に云えば、機密資料のもれる恐れのない部分についても、機密保持と同じ程度の制限が課せられる場合もあることにならう。したがって却つてあらじ機密保持が要求される結果になるのであり、このような間接的な機密保持の方法を決してやるやかな要求であると考えてはならないのである。そして注意すべしところには、機密資料と云つても純粛な学問的データにすぎない場合があることである。この点について、今回のシンポジウム会議で一部分が機密解除になると考へてはならないのである。そしてなつたことは喜ばしい限りである。前に述べた第三条C項の制限もこのよくな意味を持って居ると思われる。

リカ側の権限を規定している。まず、A項により賃貸されたウラニウムの制限された用途と保全が要求されるのみならず、B項によってわかるように第四条によつて賃借または購入した物資を、一般に研究用原子炉に関係したこと以外に使用できない。つまり、発電用原子炉に關係したことは無論のこと、逆にずっと基礎的な研究に使用することも禁止されているのである。

(12)  
第八条

リカ側の権限を規定している。

まず、A項により賃貸されたウラニウムの制限された使途と保全が要求されるのみならず、B項によつてわかるように第四条によつて賃借または購入した物資を、一般に研究用原子炉に關係したこと、子炉に關係したことは無論のこと、逆にずっと基礎的な研究に使用することも禁止されているのである。

その上で項によれば、賃借した濃縮ウラニウムを使用した原子炉は無論のこと、第四条や第五条によつて濃縮ウラニウム以外の資材を賃借または購入して建設した原子炉についてもアメリカ側の観察を許さねばならないのである。そして、「運転状態」は performance の訳語であるが、普通の意味の運転状態よりはずつと広い意味を持つてゐることは注意を要することである。

さて、(1)協力の条件、期間、性質およびその範囲、

(2)協力協定で定められた機密保全とその基準とが維持されるに相手国による保証、

(3)そのような協定により譲渡されるいかななる物資も原子兵器またはその研究、

一致している。そしてあと一つの保証条項(2)に該当するものは本条A項すなわち第七条の規定なのである。

この保証条項(4)があるために、日本の国内において原子力研究にタッチできる学者とできない学者とを他律的に分類せざるを得ない結果にならなければ幸いなことである。

なお、この条項のはじめにある「保証する」という語は、トルコの場合には guarantee であったが日本の場合には guarantee となっていいる。しかしこれらには本質的な差異はないと思われる。

(3) 第九条

当局仮訳では radiation を「放射能」としてあるが、「放射線」とすべきである。

この条のはじめは協定の発効に必要な条件を規定している。トルコの場合のようにただ発効の日付を記入すればよいのに比較して慎重な表現になっている。有効期間については前に述べた通りである。

(4) 交換公文

まず甚だ奇妙に思われることは、日本からアメリカに手交した交換公文が仮訳となつてゐることであるが、これにはふれないとする。

この交換公文はいわゆる第九条問題(註、トルコをはじめ他の国の場合はこ

の交換公文の各項が本文の第九条となつてゐる)として藤岡教授の外務省申入れ等で関心のまことになつたものである。「つまり将来の約束をしたことの意味するからなのである。

トルコ協定の場合はその第九条として「この最初の協力のための協定が動力用原子炉の設計、建設および操作にまでおよぶ一層の協力を考慮するにいたることが両当事者の希望であり期待である。」となつていて。日本の場合にはこの内容が交換公文の後半に移され、「日本国政府がもし希望するならば」という字句が挿入された。これによつてわが国の将来に対する何等かの義務的な拘束をさけたとすれば非常に喜ばしいことである。

しかし、最近関西電力に対してアメリカのウエスチングハウスマ電気会社よりPWR型(加圧水型)発電用原子炉(燃料は濃縮ウラニウム)の売込みがあつた。その売込みの口上書の中には、一年半以内に日米間に発電用原子炉に関する協定は必ず締結されると大見得をきつてゐる。

発電用原子炉の売買は今回の協力協定の範囲外のことであり、注文後直ちに製作にかかるのであるから、発電用原子炉に関する協定がもし締結されなかつたら折角製品が完成しても契約が実行できないことになる。ウエスチングハウスマのうものがそんな危い橋を渡るとも思えないので、当然アメリカ原子力委員会の意

前に述べたアメリカの原子力工業会議所は毎月会報を発行しているが、その七月号を見ると、原子力協定に関する記事の中に日本のが述べられている。すなわち、「日本との協定は他国との協定とはちがつていわゆる第九条の条項が本文中には含まれていない。しかしこれと同様な事柄についての少し非公式な了解がアメリカと日本との間の交換公文中に含まれており、この交換公文は協定どちらことは取換えを例外として以外は認められないことが明瞭に規定されている。そこでこの六キログラムをこえる場合の仕様がこの交換公文の前半であるところは、日本議会の承認が必要となる。すなわち、「第三条で規定された六キログラムといふ量は、日本国政府が要望する量を上廻りいるものではない」という旨の日本国政府の了解」という意味つまり「日本国政府は六キログラム以上の濃縮ウラニウムが欲しいという旨の日本国政府の了解」の意味にもとれないことはない。この交換公文は、前半と後半とがピリオドで切替がある。「第三条に掲げる同位元素U-235を濃縮したウラニウムの量は、日

## ジ ュ リ ス ト

生き生きとしてくる。このような解釈が全く見当はずれのものであることが明らかにされるならば、それは非常に喜ばしいことなのであるが……。

## 【重要な問題点】

このようない点から考えると、今回の原子力協定の目的は濃縮ウラニウムの提供といふよりは、それに伴う濃縮ウラニウム使用の原子炉の売込みなのであり、将来も引きつづいて濃縮ウラニウム使用の発電用原子炉を売込むことなのである。濃縮ウラニウムの提供はこれらの原子炉の燃料用という意味しかないのである。したがって相手国が独自に基礎的な研究を行い、自力で原子力研究や原子力工業を育成発展させてゆくことはアメリカにとって好ましくないということになる。ジーネーヴ会議の最初の日にアメリカはウラニウムや重水の販段を発表した。しかしこれは濃縮ウラニウム提供を受入れた国のみに対する販段である。例えれば濃縮ウラニウム(20%以下)は一グラム二五ドル(九千円)で非常に高い。これで発電を行つたとすると熱効率を10%としても燃料費だけで一キロワット時当り五ミル(一円八十銭)となる。これでは石炭による火力発電所とは太刀打ちできない。

い。日本で作れば一グラム当りどんなに進歩しても五十円はかかる。つまりこれは重水の国際的ダンピングを行つたことを意味しているのである。重水の売手は世界にもいくつかあるし、今後も後進国において重水工業は發展してゆく可能性がある。そのような状況の中で国際的ダンピングを行うことはそれらの重水工業を破滅させることを意味している。濃縮ウラニウムのようにアメリカが輸出能力をもつものはダントンピングする。しかもこれらの取引の相手国は原子力協定を結んだのみに限定されているのである。

またビキニ事件等に際しても、すばやく灰の成分を分析して発表したからこそ議の三原則が日本の原子力研究を阻害するものであると公然と非難するものができた。もし原子力協定が実施されいたらなるべく灰の成分を分析して発表したからこそ正規な发展を阻害するものが何者であるかは明瞭である。

たならば成分の発表などは到底許されなかつたであろうと思われる。何故なら、灰の分析の結果ウラニウム二三七を検出したことによって、ビキニの水爆が単なる水爆ではなくて天然ウラニウムをタンバーとして使用したいわゆるウラニウム超爆弾であるという重要な機密事項が暴露されたからである。

以上でもつて分析は終る。全般的に見ての内容については、責任ある学者の組織に諮詢してほしい。伝えられる所によると外務省は既に第一回の仮訳を作成中である。おくればせながら、細目協定の内容がどうなるかといふところが重水は一ポンド一十八ドルすら、どうも日本にとって有利なものとは思われない。日本の原子力研究を正し

い方向に发展させるものとは思えないのである。学術会議の三原則にもそむくおそれありの感なしとしない。

前にも述べたように、外務省当局はこの協定の締結に当つては、責任ある学者の組織に諮詢することを全然行わなかつた。藤岡教授や学術会議の強い要望を全く無視し、原子力研究に関する学者の意見を少くとも正式には全く聞かずに行つた政府当局の秘密主義、官僚主義の

結果は、かくの如く日本の原子力研究の正常な发展を阻害する恐れをもたらしたのである。官界や財界の一部には学術会議の三原則が日本の原子力研究を阻害するものであると公然と非難するものがあつた。しかし、この原子力協定を分析して見れば、日本の原子力研究の发展を阻害するものが何者であるかは明瞭である。

実際、わが国側がどんな仮訳をした所で、実施されるものは英語の原文によるのであり、今さら正確な訳を作つて見ても実際に仕事に当る学者にとっては事後承諾にすぎないのであり、その内容についてはすべて後の祭りである。さらに心配されることとは既に進行じているかも知れぬ細目協定の内容がどうなるかといふことである。おくればせながら、細目協定の手ででき上り、一〇月二二日ワシントンで正式に調印の運びとなつたことが伝えられている。

なお、日本原子力協定は日本文正文が外務省の手ででき上り、一〇月二二日ワシントンで正式に調印の運びとなつたことである。おくればせながら、細目協定の内容については、責任ある学者の組織に諮詢してほしい。伝えられる所によると外務省は既に第一回の仮訳を作成中である。

1955. 11. 1

## リスト

## 一九五四年米国原子力法抜萃

## 第一二三条 諸外国との協力

第五四条、第五七条、第六四条、第八

二条、第一〇三条、第一〇四条および

第一四四条による外國または地域防衛

機構との協力は、次の条件を充すまで

はこれを実施してはならない。

a、委員会または第一四四条b項に

より締結される協力協定の場合に

おいて、国防省は、協力協定に対

する勧告を添えて大統領に申請書

を提出すること、かつ、その協定

の提案には、次の事項を含むもの

とする。(1)協力の条件・期間・性

質およびその範囲 (2)協力協定に

おいて定められた機密全般とその

基準とが維持される旨の加盟国に

による保証 (3)そのような協定によ

り譲渡されるいかなる物質も原

兵器またはその研究、開発その他

の軍事目的に対し、使用されない

旨の加盟国による保証 (4)協力協

定において定められた場合を除き

協力協定により譲渡されるいかな

る物質またはいかなる機密資料も

許可されない者あるいは加盟国の

管轄権外のものに対し譲渡せられ

ない旨の加盟国による保証

b、大統領が、提案された協力協定

の実施を認可し、また提案された

協定の履行が国家の防衛と安全保

障を促進し、かつ、これに対し不

正当な危険を構成しないことを文

書によつて決定を行つたこと。

c、提案された協力協定が、大統領

の承認および決定とともに、合同

委員会に付託せられ、かつ、議会の開会中に三〇日の期間が経過したこと(この三〇日の計算には両院のいずれかが三日を超えて休会した日数を除く)。

第一二四条 原子力国際プロール

大統領は、原子力の非軍事的応用の分野において国際協力をなそうとする国家群と国際取扱いを締結する権限を有し、第五四条、第五七条、第六四条、第八二条、第一〇三条、第一一二三条により締結される協力協定の場合においてはこれを実施してはならない。

a、委員会または第一四四条b項により締結される協力協定の場合においてはこれを実施してはならない。

おいて、国防省は、協力協定に対す

する勧告を添えて大統領に申請書を提出すること、かつ、その協定の提案には、次の事項を含むものとする。(1)協力の条件・期間・性質およびその範囲 (2)協力協定において定められた機密全般とその基準とが維持される旨の加盟国による保証 (3)そのような協定により譲渡されるいかなる物質も原兵器またはその研究、開発その他

の軍事目的に対し、使用されない旨の加盟国による保証 (4)協力協定において定められた場合を除き協力協定により譲渡されるいかなる物質またはいかなる機密資料も

許可されない者あるいは加盟国の管轄権外のものに対し譲渡せられない旨の加盟国による保証

b、大統領が、提案された協力協定の実施を認可し、また提案された協定の履行が国家の防衛と安全保

障を促進し、かつ、これに対し不正当な危険を構成しないことを文書によつて決定を行つたこと。

c、提案された協力協定が、大統領の承認および決定とともに、合同

## 第一四四条 国際協力

a、大統領は、委員会が外国と協力し、その相手国に対して次の事項に関する機密資料の通報を認可するこ

(1)原料物資の精製、純化およびその後の処理

(2)原子炉の開発

(3)特殊核物質の生産

(4)健康および安全の保障

(5)平和目的のための原子力の工業そ

の他への応用

(6)前各号に関する研究および開発

ただし、以上の協力は、いづれも

原子兵器の設計、製造に関する機

密資料の通報を含んではならない。

第五四条 特殊核物質の国外配給

委員会は、第一二三条により締結された協力協定の相手国に対し、その協定の条件に従つて特殊核物質を配給する。

ある場合は本法の施行時に既存する

協定に従つて行われるものとす

る。

b、大統領は、委員会の補佐によつ

て国防省に対して、合衆国が当事者として外國または地域防衛機構に対し協力する権限を付与し、かつ、当該国または地域防衛機構に対し協力協定の相手国とともに、相互防衛および安全保障に実質的・具体的に寄与している期間、次の事項に關する必要な機密資料の通報を認め可することができる。

(1)国防計画の発展

(2)原子兵器の使用およびこれに対する防禦

(3)仮想敵国の原子兵器使用能力の評価

上記の機密資料の通報は、原子兵器の寸法、重量、形状のよう外観的特徴、性能およびこれの輸送または使用の方式を除き、原子兵器の設計または製造に関する機密資料の通報を含んではならないがこの場合、通報を許される資料は原子力委員会と国防省が合意の上原子兵器の構成部分についての設計または製造に関する重要な情報を表わさないと判定されたものに限る。また、この協力は、第一二三条により締結される協定に基づいて遂行されなければならない。

(1)第五四条の規定の場合を除き、合衆国は、このような特殊核物質の当該者に対する配給が、国家の防衛と安全保障を害する虞れがあると委員会が認定した合衆国内のすべての者

(2)委員会は、このような特殊核物質の当該者に対する配給が、国家の防衛と安全保障を害する虞れがあると委員会が認定した合衆国内のすべての者

の協定の相手国に対し、その協定の条件に従つて原料物質を配給し、かつ、これによつて協力する権限を有する。

また、委員会は、その活動が合衆国の利益を害しないと決定した場合は、合衆国外に原料物質を配給する権限を有する。

(1)ことは非合法として取扱われる。

(2)第五三条a項により委員会が認められた場合を除き、合衆国の所有に属するすべて特殊核物質を所有する者は移管すること

(3)第五三条a項により委員会がその権限を認めた場合を除き、すべて当該国または機関が国際取扱いに従つて合衆国とともに、相互防衛および安全保障に実質的・具体的に寄与している期間、次の事項に關する必要な機密資料の通報を認め可することができる。

(1)第一二三条により締結される協力協定によるか、あるいは、(B)当該活動が合衆国の利益を阻害しないと決定の上、委員会が認可した輸出または合衆国に輸入すること

特殊核物質を州間通商により移出入し、あるいはこれを合衆国から輸出または合衆国に輸入すること

は間接にすべての特殊核物質の生産に從事すること

b、委員会は、次の者に対する配給しては、いかなる特殊核物質をも配給してはならない。

は間接にすべての特殊核物質の生産に從事すること

b、委員会は、このような特殊核物質の当該者に対する配給が、国家の防衛と安全保障を害する虞れがあると委員会が認定した合衆国内のすべての者